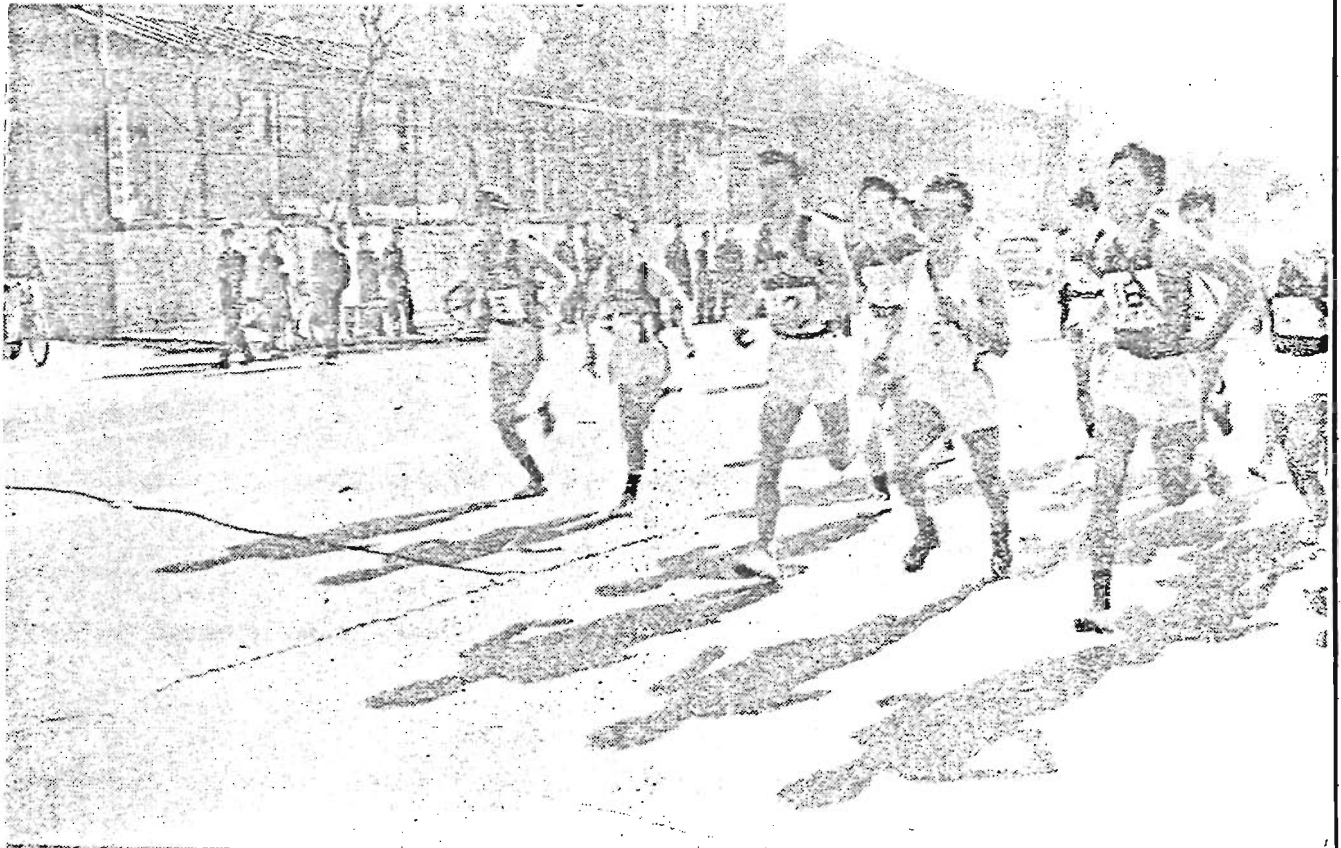


豊島区広報

No 124.

昭和 35. 2. 20

東京都豊島区役所



春の日をあびて区民駅伝大会 (記録は四頁)

＝区議会臨時会＝

追加予算六、〇一三万余円

区立学校講堂等請負契約可決

去る一日にひうかれ
 区立第三十五年度第一回
 区議会臨時会は次
 の議案を議決が決議さ
 れました。

記

一、区長専断処分が東京都
 豊島区特別区長条例の一部を
 改正する条例の採択
 有る。議決は二あり、関係当局
 へ協賛書を提出することとな
 りました。(委員は橋本一任)

一、東京都豊島区立大塚中
 学校体育館兼講堂等請負工事請
 負契約に関する件。

一、東京都豊島区立道和中
 学校体育館兼講堂等請負工事請
 負契約に関する件。

一、百三十四年度東京都
 豊島区入子出追加予算案
 (第四款)
 百五件はそれぞれ提案どお
 り可決議決されました。

国民健康保険

運営協議会発足

「国民健康保険法」の重要
 事項を区長の諮問を受け協議
 し答申する機関としてその発
 足がなされておりました。運営
 協議会は去る一月三十日(土曜
 日)より委員を委嘱し、区長
 の諮問を承り審議いたしました。

一、被保険者を代表する委員

- 市川善兵衛 世医師
- 藤 幸二 政党役員
- 藤 可男 無職
- 宮本 匠 美術工芸
- 水野 一三 絵具商
- 中本 善輔 会社員

二、国民健康保険医国民健康 保険薬剤師を代表する委員

- 鷗日 宗之 医師
- 山本善之助 薬剤師
- 橋爪 和行 薬剤師(党)
- 菊池 長夫 薬剤師
- 南原 正治 薬剤師
- 安武 貞雄 薬剤師

三、公益を代表する委員

- 的場 辰 団休役員
- 今泉 太郎 会社役員
- 松本 義雄 板橋子町光商
- 岸 寛司 団休役員
- 橋本とし子 会社役員
- 山口幸之助 無職
- 山口幸之助 会社役員

◎印会長

昭和34年度 豊島区歳入歳出追加予算(第4次)

歳 入			
科 目	前年度までの累計額	追加予算額	計
区 税	560,319,800	13,855,300	574,175,100
公営企業及 財産収入	24,344,049	1,088,555	25,432,604
都 支 出 金	340,448,679	43,806,704	384,255,383
寄 附 金	241,000	522,500	763,500
雑 収 入	38,827,009	859,355	39,686,364
そ の 他	151,174,779	—	151,174,779
計	1,115,355,316	60,132,414	1,175,487,730
歳 出			
議 会 費	30,839,833	496,000	31,335,833
区 役 所 費	231,375,348	5,985,348	237,360,691
土 木 費	91,244,147	476,121	91,720,268
教 育 費	541,058,084	36,802,611	577,860,695
文化体育費	10,941,532	44,245	10,985,777
民生事業費	30,431,411	604,410	31,035,821
地方振興費	4,178,380	600,000	4,778,380
統計調査費	125,894	100,650	226,544
徴 税 費	8,034,042	662,469	8,696,511
諸 支 金	14,710,613	90,560	14,801,173
庁舎建設費	114,000,000	13,320,000	127,320,000
予 備 費	10,740,000	950,000	11,690,000
そ の 他	27,676,037	—	27,676,037
計	1,115,355,316	60,132,414	1,175,487,730

豊島区民生委員

委嘱辞令の伝達

本区民生委員の委嘱辞令は十二月一日付をもって東京部知事よりの委嘱通知書により夫々通知したが、このたびあらためて厚生大臣の正式委嘱辞令の伝達を見たので去る二月二日(火)午前十時より区議会議場においてその伝達式を挙りました。

当日は松沢民生局長が今次改選より委嘱に至るまでの経緯を報告、次いで木村区長の手により異動地区代表久保田

量選外二十七名、池袋地区代表平村晴信外二十八名、高田地区代表浜中章吉外十八名、長崎地区代表安田安久次郎外三十九名の四地区代表がそれぞれ委嘱辞令を受けました。

なお挨拶には木村区長、森田推薦会委員長、小野垣福祉事務所長が起ってそれぞれ所長の挨拶があり、終って民生委員代表として安田安久次郎



氏が謝辞を述べ、ここに定員一一九名中一一六名に対する委嘱辞令伝達式をおこなって終了しました。

「国保」も発足して二カ月を経過し、被保険者の皆さんの医療に役立って、その利用も多くなるものと予想されますが「国保」の発展には先づ「保険料」の完納が必要で、

ご承知のように「保険料」は各世帯員が集金に何れも納めておられますが、お留守でも納めようという用意をお願い致します。

「国保」の保険料の納入
●保険料完納で
ニニコロ「国保」
なおお集金係員は「国保」の身分証明書を所持しております。

中小企業のための

全安有利な退職金制度

中小企業のための退職金制度が生れました。これは去年の五月二日成立した「中小企業退職金共済法」に基づくもので、昨年十一月一日より受付の始めました。この制度は共済制度ですから、大企業等の退職金制度と同様勤続年数が長くなるにつれて高額の退職金が支給されるようになります。

この制度を利用する(1)として中小企業の従業員は生涯が保障されますし、事業主として、(2)従業員を採用し長く働いてもらうことが出来ます。この制度の特色として、(3)事業主が毎月近くの金融機関に掛金を払い込めばよく手帳で、(4)掛金は全額免税ですし退職金に国庫補助金が加算され有利です、(5)運営については法律によって設けられた中小企業退職金共済事業団

があたりなので安全確実であるという三点です。加入するところが出来るのは常用の従業員が百人(商業等は三十人)以下の事業主で、加入するかどうかは事業主の自由となりますが加入する場合は特別の従業員を除いてすべての従業員を加入させなければなりません。掛金の額は一人一カ月当たり二百円から千円までで途中増額や途中解約も出来ます。加入の手続きは事業主がされたお近くの金融機関に「退職金共済契約申込書」と申込金等を差し出せばよいのです。

この制度についてくわしいことについては新宿区下落合二ノ八九七番電高田馬場下車の新宿労働事務所(内)六三〇〇、六九六五へお問い合せ下さい。

お知らせ

今月の固定資産税第四期分の納付です。お早めにお近くの郵便局、金融機関にお納め下さい。なお令書の紛失等がありましたら税務事務所(豊島公会堂隣り)二階15番の窓口へお申し出下さい。

豊島区税務事務所

区議 四海民蔵殿

豊島区議会議員四海民蔵殿にはかねてから病氣等養育中のごう一月三十日午後十時自室において逝去されました。行年六十九才

氏は昭和二十六年以来区議当選三回、昭和二十七年には副議長、昭和三十一年には議長を務めました。

なお、告別式は二月二日(日)七丁目蓮花寺において盛大にとり行なわれました。

謹んで哀悼の意を表します。

冬季衛生強調運動

ハエと力のいない豊島区に

越冬害虫を退治しましょう

ハエやカは、春になると活発な活動を始めます。これら害虫は果敢とくくべ数も少くかきられたりして越冬します。今が退治をする絶好の時期です。又、害虫の発生源となる空堀地の汚濁も雑草の枯れている冬の方が比較的容易です。豊島区では二月八日から三月五日まで「冬季衛生強調運動」実施期間と定め、エトカのない豊島の建設のために越冬害虫の退治と空堀地の清掃を奨励いたしております。町会、婦人会等の地域団体の呼びかけに応じて区民の皆さんの本運動に対する積極的なご協力をお願いいたします。

●ハエやカの退治

ハエやカは、春になると活発な活動を始めます。これら害虫は果敢とくくべ数も少くかきられたりして越冬します。今が退治をする絶好の時期です。又、害虫の発生源となる空堀地の汚濁も雑草の枯れている冬の方が比較的容易です。豊島区では二月八日から三月五日まで「冬季衛生強調運動」実施期間と定め、エトカのない豊島の建設のために越冬害虫の退治と空堀地の清掃を奨励いたしております。町会、婦人会等の地域団体の呼びかけに応じて区民の皆さんの本運動に対する積極的なご協力をお願いいたします。

●ゴミ箱は各戸に

ゴミ箱を各戸に設置し、区では区管接し、製造を頒布いたしております。大森コールド塗り特六(七面)大(二百八十)小(二百)です。お申し込みはお近く出張所か豊島区役所(長崎二ノ六)又は区役所民生課へ

●ネズミ退治

ネズミは日本が輸入するお米の量に匹敵する位の害を及ぼします。ネズミ退治も今が最もよい時です。ネズミ退治についてのご相談は管轄保健所に願います。

二月八日から
三月五日まで

正しいハカリを 使いましょう

計量器の定期検査が実施されております。これは計量法により、郵便局、百貨店、浴場、家庭等を除くすべての営業用計量器は検査をうけねばなりません。二月二十二日には西豊島小学校、駒込小学校、美濃小学校で行います。

日頃区民にご協力いただいている区民の皆さまに、いかに

区民慰安大会 3月16日~27日

かでもお酬いしようと昭和三十四年度区民慰安大会が三月十六日より十二日間豊島公会堂において昼夜二回にわたり開かれます。演芸は全區女劇団、座長大会による原声劇として「真心」一巻「春のおどり」十景「大阿弥陀の吹雪」六場を上演の予定です。当日は多数の来場をお待ちしております。

地区別	実施日
第一地区	三月二十二日(火) 二十三日(水) (夜のみ)
第二地区	三月二十五日(金) 二十六日(土) 二十七日(日)
第三地区	三月二十二日(水) 二十三日(木) (夜のみ)
第四地区	三月十六日(土) 十七日(日)
第五地区	三月十七日(日)
第六地区	三月十八日(月)
第七地区	三月十九日(火)
第八地区	三月二十日(水)
第九地区	三月二十一日(木)

福祉年金

おの年寄りに年額二二、〇〇〇円、障害福祉年金はからだに大きな障害のある方、夫と死別した母子世帯の方に、福祉年金が支給されます。本区では大体六、八〇〇人位の方がその対象と予想されていますが、まだ福祉年金の請求書が出ていない方が相当数あります。本区では、老令者、身体障害者の巡回相談を行いましたがいまだ請求書を出していない方は手紙を差し下さい。老令福祉年金は、七十歳以上を訂正いたしました。

店員講座

お店の繁栄は、優秀な店員がいることにより実現されます。区では商店街連合会、商工連合会の共催で店員として必要な教養ないし専門知識の修得を目的とした店員講座を開催いたします。呉橋会場は豊島三ノ二商業会館で二月二十二日と二十三日、四丁目町会事務所で二月二十四日と二十五日、池袋地区は三月中旬の予定です。受講料は一切無料です。くわしいことは区役所商工課(初)一〇一〇一にお問い合せ下さい。

特別区民税の申告について

区民の皆さん、三月は特別区民税の申告をする月です。今年の一、一月一日現在で豊島区内に住所のある方は、おのれなく申告をしてくださいます。この申告は区民税について適正な課税をするための重要な要素となり、申告をしない場合は、課税額が増加してしまいます。申告は三月十日までに各家庭に送付いたしました。申告書をお手紙に添付の上、お近くの区役所へ提出してください。係員が申告書の上、受領証を差しあげます。提出期限は三月三十一日です。区民の皆さん、この申告を怠らぬようお願いします。

